

社会福祉法人がじゅまる会 介護老人福祉施設守礼の里 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

第1条（目的）

- 1 この規程は、社会福祉法人がじゅまる会が設置運営するユニット型指定介護老人福祉施設守礼の里（以下「施設」という。）の運営及び利用について、必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 この規程は、社会福祉法人がじゅまる会が設置運営するユニット型特別養護老人ホーム「守礼の里」の運営及び利用について準用するものとする。この場合、規程における「管理者」を「施設長」に読み替えるものとする。

第2条（基本方針）

- 1 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき入居者1人1人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づきその居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むよう支援することを目的とする。
- 2 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第3条（入居定員）

- 1 施設の定員は70名とする。
- 2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は以下に掲げるとおりとする。

①ユニット数	7ユニット
②各ユニットの入居定員	10名

第2章 従業者及び職務分掌

第4条（従業者の区分及び定数）

- 1 施設に次の従業者を置く。

① 管理者（施設長）	1名
------------	----

② 医師	1名（非常勤）
③ 生活相談員	1名以上（常勤）
④ 介護職員	30名以上（常勤換算）
⑤ 看護職員	3名以上（常勤換算）
⑥ 機能訓練指導員	1名
⑦ 介護支援専門員	1名
⑧ 管理栄養士	1名

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができるものとする。

第5条（職務）

従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- 1 管理者（施設長）は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。管理者に事故があるときは、予め理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 2 医師は、入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- 3 生活相談員は、入居者の入退居、入居者及び身元引受人（家族等）に対して必要な助言その他相談援助に従事する。
- 4 介護職員は、入居者の日常生活の介護及び援助業務に従事する。
- 5 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- 6 機能訓練指導員は、入居者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- 7 介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに必要に応じて変更を行う等の業務に従事する。
- 8 管理栄養士は、入居者ごとの栄養管理・栄養マネジメント、経口摂取への意向、療養食の提供を行う。また入居者の献立作成、栄養量計算、給食記録等を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。

第6条（事務分掌）

従業者毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第7条（会議）

- 1 施設の円滑な運営を図るため以下の会議を設置する。

- ①職務会（職員会議）
- ②主任会議
- ③ユニットリーダー会議
- ④サービス担当者会議
- ⑤給食会議
- ⑥各種委員会及び会議

衛生管理委員会

感染症対策委員会

苦情対策委員会

身体拘束廃止委員会

サービス評価委員会

事故対策委員会

研修委員会

特定行為安全対策委員会

身体拘束適正化検討委員会

2 その他必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 指定介護福祉施設サービスの利用料等

第8条（利用料等の受領）

- 1 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。（別表）
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に、入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないものとする。
- 3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができるものとする。
 - ①食事の提供に要する費用（別表）
 - ②居住に要する費用（別表）
 - ③入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（別表）
 - ④理美容代（別表）
 - ⑤日常生活・教養娯楽に要する費用のうち利用者が負担することが適当と認められる費用（別表）

⑥預かり金管理事務手数料（別表）

⑦健康管理費（別表）

- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め入居者又は身元引受人（家族等）に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 前第1項から第3項まで掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- 6 施設は、入居者の世帯全員が市町村非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護受給者である場合は、入居者並びに家族に対して、負担軽減制度（負担限度額認定制度）に関する案内を行うものとする。

第4章 指定介護福祉施設サービスの内容及び運営に関する事項

第9条（内容及び手続きの説明及び同意）

施設は、入居申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

第10条（受給資格の等の確認）

- 1 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努めるものとする。

第11条（入退居）

- 1 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、特性、経歴、職歴、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、病歴、その他心身に関する調査を行い、その結果を記録保存すると共に、その把握に努めるものとする。

- 5 施設は、入居者についてその心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は、入居者の退去に際しては、居宅介護支援事業者等の対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

第12条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には入居申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも前項の有効期限満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行うものとする。

第13条（入退居の記録の記載）

施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第14条（保険給付の請求のための証明書の交付）

施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

第15条（施設サービス計画の作成）

- 1 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及び身元引受人（家族等）の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及び

その達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議（入居者に対するサービスの提供にあたる担当者（以下「担当者」という）を招集して行う会議をいう。）を開催し担当者から専門的意見を求め、施設サービス計画原案に取り入れるものとする。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について入居者及び身元引受人（家族等）に対し説明し、文書による同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者及び身元引受人（家族等）に交付しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、実施状況の把握（以下「モニタリング」という）にあたっては入居者及び身元引受人（家族等）並びに担当者との連携を継続的に行うものとし、特段の事情のないかぎり、次に定めるところにより行うものとする。
 - ①定期的に入居者及び身元引受人（家族等）に面接を行うものとする。
 - ②定期的モニタリングの結果を記録する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においてサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
 - ①入居者が介護保険法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - ②入居者が介護保険法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

第16条（指定介護福祉施設サービスの取り扱い方針）

- 1 指定介護福祉施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、支援するものとする。
- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行うものとする。

- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録する。
- 7 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第17条（身体拘束等）

- 1 入居者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 施設は、前項の身体拘束を行う場合にはその様態および時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①施設は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第18条（虐待防止に関する事項）

- 1 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - ②施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第19条（介護）

- 1 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならないものとする。

- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない事由により入浴が困難な場合には清拭を行うものとする。
- 4 施設は、入居者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する為の体制の整備を行うものとする。
- 7 施設は、入居者に対し前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、入居者の負担により当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせることはできないものとする。

第20条（食事の提供）第20条

- 1 施設は、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 疾病等を有する入居者には、医師の指示によりその病状に適した献立及び調理により食事を提供するものとする。
- 4 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ入居者が共同生活室で食事が摂ることができるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にとっては、居室に配膳し必要な食事の援助を行うものとする。
- 5 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は管理者が別に定める。

第21条（相談・援助）

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

第22条（社会生活上の便宜の提供等）

- 1 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者と身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

第23条（機能訓練）

施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

第24条（健康管理）

- 1 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

第25条（栄養管理）

- 1 個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養マネジメントを医師、管理栄養士、看護職員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。
- 2 入居者に栄養マネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

第26条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及び身元引受人（家族等）の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入居することができるものとする。

第27条（入居者に関する保険者への通知）

施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第28条（勤務体制の確保等）

- 1 施設は、入居者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。（月毎の勤務割表等）
- 2 施設は、従業者の勤務体制を定めるにあたっては入居者が安心して生活できるよう、継続したサービスの提供を行う為、以下の各号に定める従業者を配置するものとする。
 - ①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
 - ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置
 - ③各ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置
- 3 施設は、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第5章 緊急時における対応方法

第29条（緊急時等の対応）

施設は、指定介護福祉施設サービスの提供中に入居者の心身状況に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第30条（事故発生時の対応）

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止する為、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ①事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針（介護事故防止 対応マニュアル）の整備
 - ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告れその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - ③事故発生の防止の為の委員会（介護事故防止 対応委員会）運営及び従業者に対する研修の実施
- 2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者（①入居者の属する保険者、②事故が発生した事業者が所在する市町村）、当該入居者の身元引受人（家族等）に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとする。

- 4 施設は、事故が発生した場合、その状況及び事故に際して執った処置について記録しなければならない。

第6章 非常災害対策

第31条（非常災害対策）

- 1 施設は、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けると共に、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者への周知徹底を図るものとする。
- 2 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 入居者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第7章 その他の運営に関する事項

第32条（定員の遵守）

施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第33条（衛生管理等）

- 1 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ①施設は感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を適宜開催すると共に、その結果について施設従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ②施設において「感染症予防マニュアル」を作成し、感染予防指針を整備する。
 - ③施設において、感染症予防及びまん延防止の為の研修を定期的実施する。
- 3 前第2項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

第34条（協力病院等）

施設は、入院治療を必要とする入居者のために下記の病院を協力医療機関とする。

- 1 玄米クリニック 西原町字翁長384 ☎944-6668
- 2 ハートライフ病院 中城村字伊集208 ☎895-3255

第35条（掲示）

施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第36条（秘密保持等）

- 1 従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者の同意を得るものとする。

第37条（苦情処理）

- 1 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すると共に、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ①苦情を受け付けた場合、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者及び身元引受人（家族等）に報告する。
 - ②苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容及び対応方法等を記録するものとする。
 - ③施設は、苦情を申し立てた入居者に対して、いかなる差別的な取り扱いも行ってはならない。
- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、保険者からの求めがあった場合には、前第2項の改善の内容を保険者に報告しなければならないものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前第3項の改善の内容を国民健康保険連合会に報告しなければならないものとする。

第38条（地域等の連携）

- 1 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第39条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 1 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

第40条（入居者の施設利用上の注意義務等）

- 1 入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合事業者は入居者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。
- 3 契約者は、入居者が守礼の里の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損汚損若しくは変更した場合には、自己費用により原状に復する又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 入居者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、入居者と契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第41条（入居者の禁止行為）

入居者は、守礼の里内で次の各号に該当する行為はできません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 サービス従事者又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動営利活動を行うこと
- 3 その他ペット及び危険物等の持ち込み（但し、日常生活品等においても施設に持ち込むことが不適切である場合は、持ち込みを禁止させて頂く場合があります。）
- 4 他入居者又は職員に対しハラスメント行為を行うこと

第8章 会計の区分及び記録の整備

第42条（会計の区分）

施設は、指定介護福祉施設サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

第43条（記録の整備）

- 1 施設は、従業者、施設及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - ①施設サービス計画
 - ②第16条6項に規定する提供したサービスの内容等の記録
 - ③第17条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ④第27条に規定する保険者への通知に係る記録
 - ⑤第30条4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - ⑥第37条1項②号に規定する苦情の内容等の記録

<附則>

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月1日から施行する。